

令和 3 年度

監 査 報 告 書

財政援助団体等監査

桐 生 市 監 査 委 員

桐監発第3・27号  
令和4年1月31日

桐生市長 荒木 恵司 様  
桐生市議会議長 北川 久人 様

桐生市監査委員 石井 謙三  
同 〆谷 信良  
同 周藤 雅彦

財政援助団体等監査の結果報告について

地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出します。

## 1 監査の基準

本監査は、桐生市監査基準（令和2年桐生市告示第1号）に準拠し、監査を実施した。

## 2 監査の種類

地方自治法第199条第7項に規定する財政援助団体等監査

## 3 監査の対象 「公の施設の指定管理者」

施設名 桐生広域林業会館

指定管理者名 桐生広域森林組合

所管部局 産業経済部農林振興課

## 4 監査の期間

令和3年9月6日から令和3年12月27日まで

## 5 監査の着眼点

監査の対象とする指定管理に係る出納その他の事務が、適正かつ効率的に執行されているかどうか、次の点に着眼し監査を実施した。

### (1) 所管部局関係

- ① 公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。
- ② 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- ③ 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- ④ 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- ⑤ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- ⑥ 事業報告書の点検は適切になされているか。
- ⑦ 指定管理者に対して適時かつ適切に当該業務又は経理の状況に関し報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。

### (2) 指定管理者関係

- ① 施設は関係法令（条例を含む）の定めるところにより、善良な管理者の注意をもって適切に管理されているか。
- ② 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ③ 公の施設の管理に係る出納関係帳票等の整備及び記帳は適正になされているか。  
また、領収書類の整備、保存は適切になされているか。
- ④ 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。

## 6 監査の主な内容

指定管理に係る出納その他の事務の執行が、当該指定管理の目的に沿って行われているか調査するとともに、必要に応じ関係職員から説明を聴取し監査を実施した。

## 7 監査の結果

### (1) 指定管理事業名

桐生広域林業会館管理事業

### (2) 施設の設置目的

桐生広域林業会館は、林業者及び林業振興関係団体が使用するための施設であり、地域林業の振興を図るための会議や技術向上のための研修施設として、林業構造改善事業を導入し、同一建物内に桐生広域森林組合事務所を併設する形で建設を進め、平成8年度から林業関係者が必要とする各種林業資材の調達や展示、林業技術、森林所有者の協業意識の高揚と林業後継者の育成推進を図るための研修の場を提供するとともに、広く林業知識の普及を図るための活動拠点施設である。

### (3) 指定管理の期間

平成28年4月1日から令和3年3月31日まで

### (4) 指定管理の範囲

- ・会館の使用許可に関する業務
- ・会館の施設及び設備等の維持管理に関する業務等

### (5) 指定管理料

1, 182, 000円（令和2年度）

## 【監査結果】

指定管理事業は、桐生広域林業会館の設置目的に沿って実施されており、事務の執行についてはおおむね良好と認められた。しかしながら、指定管理料専用口座の開設、管理日誌の作成及び提出、備品管理状況の報告が認められず、事業計画書の提出時期や伝票処理の誤り、収支決算書の誤りなどの留意事項も見受けられた。

所管部局については、事業報告書の点検を適時実施し十分な協議を行い、実情に即した人件費の計上や光熱水費の按分比率等も検証し、必要に応じて協定書及び仕様書の見直しを図るなど、適正な指導運営に努められたい。

なお、今後とも林業関係者が、技術向上を図るための施設として活発に利用できるような会館の維持管理等に努めていただくとともに、会館利用者のニーズに対応しながら、より活力ある地域林業を育成するための施設としての運営を要望する。